## ブロック区分及び理事定数

平成18年4月1日施行平成21年5月29日改正

- 1 定款第23条第3項のブロック区分及び定数は、下記のとおりとし、道内市区町村を5ブロック に分け、各ブロック毎に4名の理事、計20名を選任する。
- 2 上記の理事の他、必要があるときは、正会員以外の者から総会において選任することを妨げない。

ブロック	理事	範 囲	
区分	定数	市	町村
道 南	4名	函館市・室蘭市・苫小牧市 登別市・伊達市・北斗市	渡島・桧山・胆振
道 北	4名	旭川市・士別市・名寄市富良野市・留萌市・稚内市	上川・留萌・宗谷
道東	4名	網走市・北見市・紋別市帯広市・釧路市・根室市	網走・十勝・釧路・根室
道央	4名	江別市・千歳市・恵庭市 北広島市・石狩市・小樽市 赤平市・砂川市・芦別市 滝川市・歌志内市・深川市 美唄市・三笠市・岩見沢市 夕張市	石狩・後志・空知・日高
札幌	4名	中央区・北区・東区・白石区・ 豊平区・南区・西区・厚別区・ 手稲区・清田区	
合 計	20名		